

組合員・遊漁者 各位

令和8年 年間保存版

北信漁協 放流・解禁案内

北信漁業協同組合
代表理事組合長 大内一人
事務所営業日:偶数日(日・祝日除)
TEL/FAX:026-253-6696

渓流全体解禁は、令和8年3月15日(第3日曜日)午前8時!!

◎今年は鳥居川の9月放流を復活! 夜間瀬川・斑尾川(豊田地区)の6月放流は継続!
◎令和8年1月1日から、一般日釣り券・あゆ日釣り券、どちらも1,500円に値上げします。

【3月】 放流解禁

各河川、解禁前日(放流)~当日の8時までは釣り自粛日 放流場所は裏面をご覧ください。

釣り解禁	河川名	放流魚種	注 意 事 項
3月15日(日)	鳥居川・八蛇川 斑尾川(三水地区)	にじます・やまめ	投網漁等解禁は3月30日(月)
3月15日(日)	夜間瀬川	やまめ・いわな	投網漁等解禁は4月6日(月) 夜間瀬川の栄橋から上流は投網禁止 (角間川・横湯川を含む)
3月22日(日)	夜間瀬川 斑尾川(豊田地区)	にじます	

【5月】 にじます 放流解禁

各河川、解禁前日(放流)~当日の8時までは釣り自粛日

釣り解禁	河川名	放流魚種	注 意 事 項
5月3日(日)	鳥居川 夜間瀬川 斑尾川(豊田地区)	にじます	鳥居川・斑尾川の投網解禁は5月15日(金) 夜間瀬川の投網解禁は【7月】のあゆ欄参照 ・5/8~7/12星川橋~夜間瀬橋までは、 テンカラ・フライ釣りでの釣法禁止。 渓流ルアーハは可。

【6月】 やまめ・にじます・いわな 放流解禁

各河川、解禁前日(放流)~当日の8時までは釣り自粛日

釣り解禁	河川名	放流魚種	注 意 事 項
6月14日(日)	鳥居川	にじます やまめ・いわな	鳥居川の投網解禁は6月29日(月) 斑尾川の投網解禁は7月13日(月) 夜間瀬川の投網解禁は【7月】のあゆ欄参照 ・5/8~7/12星川橋~夜間瀬橋までは、 テンカラ・フライ釣りでの釣法禁止。 渓流ルアーハは可。
6月28日(日)	夜間瀬川 斑尾川(豊田地区)	にじます	

【7月】 あゆ 放流解禁 (おとりあゆ販売1尾600円:湯本建設株 TEL:0269-33-3622)

	夜間瀬川	注 意 事 項
あゆ禁漁	5月8日稚魚放流~7月12日午前8時迄	星川橋~夜間瀬橋までは、テンカラ・フライ釣りでの釣法禁止。渓流ルアーハは可。(投網漁等禁止)
釣り解禁	7月12日(日)~	友釣り・あゆルアーハ釣り・毛ぼり釣り可。
投網漁等 解禁	夜間瀬橋より下流 8月16日(日)午前8時 夜間瀬橋より上流 9月1日(火)午前8時	夜間瀬川の栄橋から上流は投網禁止(角間川・横湯川を含む)
ゴロビキ漁 解禁	9月1日(月)	

【9月】 にじます 放流解禁

各河川、解禁前日(放流)~当日の8時までは釣り自粛日

釣り解禁	河川名	放流魚種	注 意 事 項
9月6日(日)	鳥居川 関川・池尻川	にじます	鳥居川の投網解禁は9月21日(月) 関川・池尻川は投網禁止

《ご注意》

- ① 各日、午前8時から解禁です。
- ② あゆ以外は、解禁前日(放流日)から解禁時間まで釣り自粛日です。放流箇所では、解禁時間まで、釣りの自粛をお願いします。
- ③ 台風等で天候悪化が予想される場合、放流・解禁を1週間ほど延期する場合があります。河川状況が悪い場合は、組合事務所・地域役員・遊漁券販売店等にお問い合わせいただくか、右側の《長野釣り人ナビ》をご覧ください。

【注意事項とお願い】

☆長野県免許 内共第2号漁場と内共第18号漁場(池尻川)は、令和8年3月15日(日)解禁です。

但し、千曲川漁協との共同漁場の“浅川”は2月16日(月)解禁です!!

また、左表にある河川は、放流日により、禁止事項や釣り自粛日がありますので、ご注意ください。

☆新潟県免許 内共第16号漁場(関川)は、令和8年3月1日(日)解禁です。(漁期は、9月30日まで。)

関川本流の一之橋から地震滝橋まで、キャッチ&リリース区間(いわな・やまめ・にじますは全てリリース)で

す。この区間は組合員・遊漁者共えさ釣り禁止。毛針・ルアーのみでバーブレスのシングルフックを使用。

6月頃区間に、やまめ成魚を放流予定。日程は決まり次第、《長野釣り人ナビ》内でお知らせします!!

新潟県内共第16号漁場(関川)のうち、北信漁協の組合員及び遊漁券所持者は兼保橋より上流端から上流冰沢川と

の合流点までの関川本流(護岸)及び冰沢川の本流並びに長野県側の支川(古海川を除く)でしか釣りが出来ません。

尚、この漁場の苗名滝より下流では、いわなを除く魚種について新潟県より販売の自主規制及び食用抑制の指導が出されていますので、ご留意ください。

◎漁場利用申請による、釣り大会等開催中の漁場には、主催者の許可なく立ち入らないようにしてください。

☆漁場ごとに漁業権のある魚種について、内水面漁場管理委員会より指示された量の稚魚や卵を放流する増殖事業を、主に10月下旬頃、行っています。(魚種や漁場により放流日は異なります。)

鳥居川 鳥居大橋より上流全域

夜間瀬川 夜間瀬橋より上流全域(角間川・横湯川を含む)

その他 浅川(ダムより上流)・斑尾川・関川・氷沢川・池尻川など

◎漁業期間(禁漁)等について

※注1 いわな・やまめは、漁業権行使・遊漁規則により10月1日から翌3月第3日曜日(浅川は翌2月16日・関川は翌3月1日)午前8時まで、禁漁期間と定めていますが、

にじますは、10月1日から翌年3月第3日曜日の前々日(令和9年3月19日(金))まで、

*長野市豊野町大倉 入り橋から下流の鳥居川

*山ノ内町 夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川

*山ノ内町 横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間のみ解禁とします。(冬期間の釣りをお楽しみください。)

※注2 あゆ以外の全魚種全面禁漁区域(期間10月1日から翌年3月第3日曜日午前8時まで)

1. 鳥居川 大倉「入り橋」から上流全域(ただし、下流域は投網禁止)

2. 夜間瀬川 「夜間瀬橋」から上流全域(角間川を含む)(ただし、下流域は投網禁止)

3. 横湯川 「天川橋」上流の堰堤から上流全域(ただし、下流域は投網禁止)

4. 斑尾川 飯山線橋梁(中野市豊津)から上流全域(ただし、下流域は投網禁止)

※注3 かじかは、5月16日から翌年2月末日までを漁業期間と定めています。

※注4 ヤス漁は、組合員で行使証を購入した者に限り、注3のかじか(夜間瀬川の夜間瀬橋より下流)のみ解禁。遊漁者や行使証を持たない組合員は、全期間・全面禁止です。

※注5 次の魚種を移植することは、長野県漁業調整規則で禁じています。捕獲した場合の再放流も禁止されています。(違反した場合は、法により処罰されます。)

ブラックバス類(オオクチバス・コクチバス・その他のオオクチバス属の魚)・ブルーギル・

アメリカザリガニ・雷魚(カムルチー、タイワンドジョウその他のタイワンドジョウ属の魚)

※注6 ブラウントラウト(産業管理外来種)は、分布拡大を防ぐため再放流せず、持ち帰るようご協力お願いします。

《webサイト 長野釣り人ナビについて》

北信漁協に関する詳しい
情報をwebサイト
“長野釣り人ナビ”に
掲載しています。
こちらからアクセスして
是非ご覧ください!



